

黎朝下ヴェトナム村落における漂散農民の分析(Ⅰ)上

桜井由躬雄*

A Study of the Abandonment of Villages by Peasants in Vietnam during the Lê Dynasty (1)

Yumio SAKURAI

The natural and war related calamities that caused the famines that forced peasants in North Vietnam to abandon their native villages from the fifteenth to the eighteenth centuries are analyzed through an examination of some Vietnamese chronicles and geographies.

1) During the Lê dynasty there were many droughts from spring to early summer that led to large-scale famine. This illustrates that fifth-month rice production was important in North Vietnamese agriculture, especially in the highland areas beyond the Red River Delta.

2) One of the major causes of instability in rice production during the Lê dynasty was the difficulty of maintaining stable yields in fifth-month rice cultivation which depended entirely on rain from the unpredictable Northeast Monsoon. Furthermore, the fifth-month rice cultivated in the highland areas was frequently damaged by locusts, especially in the fifteenth century.

3) Tenth-month rice cultivated in the delta area suffered damage from inundation by the Red River. In the early years of the Lê dynasty, the flooding effected mainly the Hà-Nội district and later, with the agricultural development of the lower delta, the Hu'ng-Yên district too was subject to flooding. However, except in the Thanh-Hóa delta, only a few of these floods led to famine.

4) The littoral zones of the Red River Delta were frequently damaged by high tides, mostly caused by typhoons. However, although such damage had increased with reclamation, it rarely caused large-scale famine.

5) Civil war produced famine in certain strategic areas such as Hải-Dương, Nghệ-An and Thanh-Hoá.

It appears that famines occurred mostly in the highland areas, the upper part of the middle delta provinces, and the Thanh-Hóa and Nghệ-An provinces during the Lê dynasty.

However, a geography written at the beginning of the nineteenth century, shows that most of the ghost villages have *thôn* or *phường* as part of their name, indicating that they were probably established in the later part of the Lê dynasty. From this it appears necessary to research into the socio-economic factor linking natural or war related calamities to the peasants, abandonment of their native villages. This will be considered in part (2).

* 京都大学東南アジア研究センター

序

19世紀前半にかかれたヴェトナム民間寓話・説話を集めた桑滄偶録¹⁾に「安謨²⁾農夫」として次のような話が載っている。

「寧君又言。この年、安謨の一小邑に農夫有り。究（窮）迫して、壩間^{はかば}に乞食す（墓の祭に用いたあまりの酒と肉を乞食すること。転じて食を求めて彷徨するの意）。夜、其の同輩の一人とともに、官路の傍の空舎^{あきや}に臥す。夜、深きに向うや、火を饑り^{むさぼ}て作る。転輾^ねとして寐る能わず。時に月食^かけ模糊^{みちなか}たり。途中に軍馬の魚貫^{めくら}（あいつらなって泳ぐようにすすむさま）して進むを見る。相顧て大いに驚き、よりて牀下^{とこした}に匿る。縁牀の梁を仰ぎて息を屏^{こら}し、あえて動かず。約半更計り、金鼓旌旗を先後に環擁^{めぐら}せる一七（不明）の槓輜^{ずかん}、館前に停まる。金を鳴らして少憩し、其邑の社令^{つげるこえ}を伝呼す。班声^{つげ}は雷動^{とこした}す。いくばくならずして幘頭補服^{ずかん}（補服であろう。官吏の礼服）の者、輜前に跪く。賛して曰く、某邑の社令謁すと。農夫床下よりはるかに認むるに、其邑の神像と異なるなきなり。輜中もっぱら兵籍の完否を問う。社令稽首して曰く、下邑は邑小にして民穷（不明）し、今兵下の後、流散いまだ復さず。以って命に応ずるなし。輜中声をはげまして曰く、我は命を奉じて兵を黙（點か）せんとす。飭辭をなす故をもって、令下してまさに軍法を按行すべしと。輜傍の朝服の数員、跪きて請うて曰く、これ帝庭に神明直簡なるも、なお寛宥^こを祈う。よりて社令に兵籍を進むる^{きようせい}を肘^すす。社令をやむをえず邑丁二名を開く。其の一は館中の農夫なり。皆穷（不明）にしてあおぐものなし。輜中、従官に命じて籍^{ゆる}を准^すし、鼓行して前^{すす}む。村鶏已に曉を報ず。農夫汗出して背^せを沾^ぬらす。其の同輩とともに蹢躅^{とろめき}で、而して帰す。然るに亦、早く苦海を離れるを以て自ら慰む。其の邑人^{むらびと}に語りて、一たび酔飽し而して死せんことを求む。邑人これを許す。後、病いを以って没す。其の一名在籍するも亦然りなり。」

この寓話は18世紀末に大量に生じた流民の存在を象徴的に表現しているという「歴史学」的な興味のほか、幾つかの考えさせる問題を含んでいる。それは第一に、この寓話に登場する三種の人物、即ち国家権力を比喩化した輜中の人物、村落の代表者を比喩化した村神、そして流民の三者がもつそれぞれの役割である。この寓話では村落の神は輜中の人物をいつわって、一人の流民を神兵としてひきわたしている。神の意図するところはこれによって、村落内の人物が徴集されるのを防いだということであろうが、流民の側にとってはなほだ迷惑な話である。即ち国家と村落が流民を犠牲にすることによって、相互の矛盾を隠蔽し安定的な関係を維

1) 本書についての詳しい解説は E. Gaspardone, “Bibliographie Annamite,” *BEFEO*, XXXIV, Hanoi, pp. 134-135 に載る。

2) 安謨 Yen Mô, 旧寧平省 (Ninh Bình) の県名。

持することができたのである。

筆者は1973年に「洪徳均田例に関する史料紹介」を発表以来、公田制の変質を軸とする村落の自律³⁾化の過程を研究し、国家権力への抵抗基盤としての村落共同体を評価しようとしてきた。しかしその過程で、大きく二つの疑問に蓬着せざるを得なかった。一つは村落共同体内部での権力分化であり、その上部の村落権力が18世紀および19世紀、そして仏領時代を通じて、機能喪失した国家権力に代替し、あるいは変質した国家権力の基盤そのものになったという事実である。この性格の象徴的な展開過程はいずれ時を得て発表する予定である1885年の対仏反乱における紳豪層^{ミンハオ}の抵抗とその転向として明確にあらわれてくる。

1885年の反乱の中でもっとも長期に戦ったものは山中にこもった「匪賊」である。その源流は19世紀を通じた対阮諸反乱の中にすでに現われている。第二は匪賊の人的な供給をになった流民の問題である。しかし匪賊は対仏反乱、対阮反乱のもっとも強力な武装集団であると同時に、生産をになう小農民にとっては怖るべき掠奪集団である。19世紀ヴェトナム史は小農民の構成する村落自衛軍と匪賊との流血の記録に彩られる。体制を悪とする限り革命集団としてとらえうる匪賊が、同時に生産者の側にたつ限り反生産掠奪集団でしかないという事実を、歴史学はどのように認識すればよいのだろうか。中国革命の過程で生まれ、ヴェトナム革命でより大きな実践的課題を与えられた解放区闘争は、匪賊が人民軍に止揚するための一つの答えであるといえよう。しかしそれはそれを成立せしむるに足る自然的条件、歴史的条件の厚い壁をも同時に用意するものである。

小論は筆者のもつこうした問題意識に解答を与えうるものではもとよりない。小論でめざすところは、ヴェトナムにおいて本来国家的存在として出発した自律的村落が、その安定のために多くの零細農、小農層を切り捨て、流民化させる過程の研究である。そしてその研究を通じて、体制が具有する非人間的な本質を幾ばかりなりとも論証しうれば、小論執筆目的の過半は達せられる。

小論の構成は第1部にヴェトナムにおける流民発生の直接的原因である飢饉の発生を分析、第2部において、飢饉という自然的、外的条件が、農民の流亡流民化という社会的内的な変動過程を分析する。しかしながら、紙数の制限のために今号と次号ではこの内第1部のみを述べるにとどまり、第2部以下は次の機会に発表したいと考えている。

I 旱魃の夏稻への影響

(1) 旱魃の発生

北部ヴェトナム（タインホア・ゲアンを含む。）では1422年から1786年までの365年の内、64

3) 『東南アジア—歴史と文化』3, 平凡社, 1973, pp. 106-116. ; 『東南アジア—歴史と文化』4, 平凡社, 1974, pp. 100-122.

年に旱魃が発生したことが、各種の年代記に記録されている。これを記録月⁴⁾で頻度をとると次のようになる。

| | | | | | | | |
|------------------|---|----|----|-----|---|-----|----|
| 一月 ⁵⁾ | 4 | 二月 | 6 | 三月 | 6 | 四月 | 13 |
| 五月 | 9 | 六月 | 15 | 七月 | 4 | 八月 | 3 |
| 九月 | 3 | 十月 | 1 | 十一月 | 1 | 十二月 | 2 |

この表でみると旱魃⁶⁾の記録月は六月以前に79.1%が集中している。この内、六月発生⁷⁾の15例についてみると、

- ①紹平4年（1437）の例では、三月に「旱」の記録⁷⁾があり、六月に祈雨して雨が降った場合であり、六月はむしろ旱魃の終末と考えるべきである。
- ②紹平6年（1438）の例では、六月の上奏文に「災異相仍，水澇旱蝗，無歲無之」とあり、近年の状況を一般的に言っているにすぎない。
- ③光順元年（1460）の例では、「是夜大雨，自春至此不雨。」とあり、むしろ旱季の終末と考えるべきである。
- ④光興8年（1585）の例では、二月より六月までの不雨であるとされる。
- ⑤光興11年（1588）の例では、「大旱飢」とされ、飢が発生する以上、五月以前の夏稲栽培に損害があったことがわかる。
- ⑥光興18年（1595）の例では、前年八月より無雨が記録されている。
- ⑦光興22年（1599）の例では、この三月より不雨であったとされる。
- ⑧景興25年（1764）の例では、「夏六月，不雨，今三司祈禱，翌日大雨。」とあって、実体的には六月以前の旱魃をさしている。

したがって、15例の内8例が六月以前の旱について述べているのであり、おそらくはただ「六月旱」「六月大旱」を記す他の諸例の内にも、これに似たものが幾つか含まれているとみるべきであろう。したがって、黎朝ヴェトナムにおける旱魃の発生は一月から五月にかけて、集中的に発生していると考えることができる。

一月から五月にかけての旱魃が決定的な影響をもつのはいわゆる夏稲（仏名 riz du 5^e mois ヴェトナム名 lúa chiêm）である。仏領下、夏稲は主として雨季冠水のために、秋稲栽培にむかない地域で栽培される品種で、ソントイの南、ハドン、ハナム、ナムディン、ニンビンの西

4) ここでいう記録月は旱魃が発生した月を意味するものではない。それは第一に「天久不雨」という表現が代表的に示すように記録月以前に長期にわたって雨が降らなかったと思われても、その開始および終末を特定できないからである。
 5) 本論では漢数字で表示する月名はすべて陰暦をあらわし、算用数字のそれは陽暦を意味する。
 6) ここでいう旱魃は史料にあらわれる「旱」「大旱」「不雨」「天久不雨」等のタームをひろったものである。
 7) これらの諸例の引用書名については後にふれる。

南方に分布していた。⁸⁾ デルタにおける夏稲の栽培暦をみると、10～11月、または12月にかけて苗床が作られ、旧暦一月（新暦12月または1月）に田植され、4月から5月の中旬にかけて開花する。この間苗床期の水は前年の雨季の残存した水を利用するが、1ha 当り 2000m³ が必要といわれる田植え期および、4000m³ が必要とされる生長期にはもっぱらクラシャン crachin とよばれる霖雨が利用される。

北部ヴェトナムのデルタ（紅河・タインホア）は、他の東南アジア諸デルタが南方に面しているため夏季の西南モンスーンに全面的に支配され、乾雨の季節差が著しいとはちがって、東方に南シナ海を有するため、冬季から春季にかけて、大陸性高気圧に発する東北モンスーンの影響をうける。ただし、中部ヴェトナム以南とはちがって、北部に吹きこむ冬季の東北モンスーンは海上通過距離がきわめて少なく、水分の含有量が少ない。この東北季節風が末期を迎えて弱まるころ、その下層に南東海上から暖湿な気流が侵入し、これが放射冷却して長雨をもたらす。これがクラシャンである。しかも北部ヴェトナムは他の東南アジア諸デルタに比して緯度がたかく、1月平均気温 16.8度、2月16.6度（Phu Lien 中央測候所 1907—1921）⁹⁾ と低下するため、クラシャンとあいまって湿度が急上昇する。たとえば3月から4月の湿度は 89.2、89.3と年間最高を示している。この条件がヴェトナムにおける夏稲の生育を許すのである。その意味で、夏稲は五月の開花結実期に南西モンスーンによる集中豪雨の利益をうけながらも、その生涯の大部分は東北モンスーンに依拠して生育する品種であるといえることができる。

しかしながら、紅河デルタはその緯度からいって、大陸性高気圧圏の外縁部に接触する。周知のごとく、大陸性高気圧の年々変動はきわめて激しく、特に寒気の強い年には紅河デルタが大陸性高気圧圏そのものに内包され、東北モンスーンははるか南方に迂回することがあるという。¹⁰⁾ この時紅河デルタにはクラシャンが訪れない。1907年から1934年にかけてのフーリエン中央測候所の1～4月までの総降雨量をみると、1910年、1911年、1915年、1916年、1919年、1920年、1923年、1927年、1934年に著しく降水量が低下している。¹¹⁾ 諸年代記にあらわれる旧暦3月以前の旱魃がほぼ同様な頻度をもっていることからして、夏稲の旱魃による被害は、まずこうした東北モンスーン的不安定性に由来するところがきわめて大きいと考えられよう。

一方、5月以降の降雨は南西モンスーンの侵入による雨季の開始を示す。南西モンスーンのもたらす雨量が中緯度帯の気流、複雑な地形のために、きわめて不規則なことは周知のとおりである。¹²⁾ 同じく1807年から1934年の間のフーリエン測候所観測5月降水量の変化をみても最

8) R. Dumont, *La Culture du Riz dans le Delta du Tonkin*, Paris, 1935, p. 27.

9) *op. cit.*, p. 17, l'Observatoire Central de Phu Lien はハイフォン近郊に設置されていた。

10) この項は京都大学東南アジア研究センターの気象学者である畏友安成哲三氏の御教示および畠山久尚監修『アジアの気候』世界気候誌Ⅰ, 古今書院, 1964, pp. 62-63. による。

11) P. Gourou, *Les Paysans du Delta Tonkinois*, Paris, 1936, p. 61.

12) たとえば中島暢太郎「東南アジアの気候の特性について (I) (II)」『東南アジア研究』11-1, pp. 130-147, 同 13-2, pp. 308-336.

大値は1924年の 428mm であるのに対し、最小値は1932年の 56mm にすぎず、極端に不規則な変化を示している。前述の如く、この5月は夏稲にとっては開花から結実にいたる時期である。しかも雨季のおわった9月10月における降雨量の異常減少とちがって、5月は、本来降雨量の少ない霖雨季のあとをうけている。ヴェトナム諸年代記にみえる早魃の記録月が旧暦四月に集中するのは、このゆえであろう。

したがって夏稲栽培は本来不安定な東北モンスーンと、同じく不安定な南西モンスーン始期の降雨に依拠する不安定な農耕形態であったとすることができよう。

(2) 早魃による夏稲の損害

しかし P. Gourou は早魃は中高地の夏稲田に影響を与えるほかは、収穫量を減ずる程度でデルタの農民にとって大きな意味をもつものではないとし、その根拠に1808—1896年の間にわずかに7回しか早魃がなかったこと、また越史通鑑綱目に散見する早魃の記事が信用できないことを述べている。¹³⁾ なるほど P. Gourou が Chassigneux の見解に対して、年代記の作者は皇帝の降雨祈願の実効を証明するために誇大に早害の存在を報告するのだとしているのはたしかであろう。しかし実際に早魃が飢饉を生じさせた信じられる例もまた幾つかある。次に、大越史記本紀続編、大越史記続編、越史通鑑綱目によって、実例を紹介分析していきたい。

①大越史記本紀実録2 太和6年(1448)六月

諸經筵參議臺官翰林中書等官、條上致旱之由。大臣黎受等同上章、自劾求免、勅諭不許。因下詔曰、頃年以來、災異相仍、水澇旱蝗、無歲無之。

同書同年7月

宣光・歸化・嘉興三鎮・沱江諸路、¹⁴⁾ 大飢。知西道阮富奏曰、宣光・歸化・嘉興等鎮路地僻、山林田土硠瘠、加以連年旱蝗、人甚飢。乞發所在官廩賑貸、庶得蘇息。乃詔發本處官廩假貸、俟至年豐、聽追還官。

これは太和6年ばかりでなく、これに先立つ数年（各史書には太和3年の洪水、太和5年の

13) P. Gourou, *op. cit.* pp. 68-69.

14) 宣光・嘉興の名は順天元年(1428)、黎太祖による五道分置の際の西道の中にみられる。(越史通鑑綱目 15 同年条、および注) L. Arousseau の比定によれば、宣光は黎朝の宣光承宣、阮朝の宣光省、仏領時代の Tuyên Quang, Hà-giang, Yên-Báy にあたるといふ。L. Arousseau, "Charles B. Maybon, Histoire moderne du pays d'Annam," *BEFEO*, XX, pp. 73-120 付表。

(なお現在ヴェトナムでは1975年に画定された新行政区画を用いているが、これは旧来の数省を一省にまとめているため、歴史上の地名を比定する際には、正確を期しがたい。本論ではより細かい行政区画地図が入手できるまでの暫定措置として、仏領時代の省名を用いる。) 同じく嘉興は興化承宣、興化省を経て、仏領時代の Yên-bái, Lai-châu, Sơn-la, Hòa-binh, Lào-kay, Phú-thọ の諸省にあたる。歸化は、順天元年の五道設置の際には名がみあたらないが、明永樂4年の交阯布政司の区画に分轄州として歸化州の名がみえる(方亨地志類卷一)。安立・文盤・文振・水尾の4県を領するというから、後の興化承宣、興化省、仏領時代の Yên-bái, Lào-kay に相当する。沱江はヴェトナム名で Sông Đà, 仏名 Rivière Noire のことである。沱江諸路はおそらく正規の行政区画ではなく、沱江に沿った諸地方の意であろう。

「天災流行，百姓艱食」とあるほかには具体的な事例がない。)の「水滂旱蝗」を示すものであるが、旧暦7月に宣光等三鎮に発生した飢餓は、6月の上奏にある「致旱之由」に関連していることはほぼ誤りなからう。とすれば、この年前半の旱が「人甚飢」の直接的な原因であったとすることができる。

②同書3 光順8年(1467)春正月

幸西京(タインホア)，回天派江習陣，大赦，以自秋徂冬，天久不雨故也。……按赦文曰，……去年自秋徂冬，天久不雨，人缺屢豊之望，民有難食之憂。

この文自体は「自秋徂冬」とあって光順7年末の乾季における不雨が問題となっている。次の按文をみると、「人，しばしば豊の望を欠き，民に難食の憂あり」と未来形でかかっているから，おそらくは5月米の播种植付期である11，12月の水不足が光順8年の夏稲の不作を招来することが問題となっているのであろう。この憂が現実のものとなったことは，光順8年2月¹⁵⁾甲辰の条に「帝以天久不雨，奏告祈之」とあり，次いで越史通鑑綱目20光順8年7月に

京師饑，詔減租稅糶又安粟，是歲天久不雨，田禾損傷，京師米價騰貴，詔賜田租及人丁稅，各有差。命又安承政使和買又安粟，輸京。

とあることによって，7年秋以来の旱魃が夏稲に損害を与えたことがわかる。これが単に米価の騰貴にとどまらず，民の流亡をもひきおこしたであろうことは，大越史記本紀実録3の同年秋7月の条にのる化州(フエの南方)承宣使司参議登貼の上疏中に「招流亡，耕墾布政¹⁶⁾荒田」の一句がみられることによってわかる。

③同書4 洪徳21年(1491)春二月

遣翰林院臺錦衣衛校尉往各府縣發官粟，與貧民貸食。以荆門各府縣，耕種不得，民多飢死故也。

この記事には，旱魃の文字はみられないが，「耕種するを得ず」とあって播種，植付期(いずれかは不明である。)に何らかの災害があったことになる。綱目24同年条に「辰久旱」とあり，おそらくは夏田の被害とみるのが正しかろう。ただし，民にすでに餓死者がでているところから，その前年洪徳20年の秋田にも被害があったと考えられる。

④同書6 光紹4年(1519)

三月至夏四月，天大暑，損禾，米貴。

⑤同書6 莫大正元年(1530)

三月大旱，蝗虫，禾穀枯死，至六月下旬始雨。

⑥越史通鑑綱目29 光興8年(1585)

15) 原文は「八月」となっているが，同記事の位置，および越史通鑑綱目同年条の位置から二月に比定した。

16) 布政州の意である。抑齊集地輿誌をみると黎初この名の州が順化にあったことがわかる。

夏六月，莫東北¹⁷⁾大饑。辰東北二道，自二月至是月不雨，禾苗枯死，人民饑饉，賴敏¹⁸⁾上疏極言，刑獄之冤濫，賊役之繁重，乞改弊政，蘇民瘼。茂洽¹⁹⁾雖善其言，而不能用。

⑦大越史記統編²⁰⁾ 光興11年（1588）六月
大旱饑。

これは一見，夏稲収穫後の大旱のようであるが，六月に饑饉が発生しているところを見ると，それ以前の旱魃による夏稲の損害と考えたほうがよからう。後述するように，この年は八月にいたってもなお旱魃がつづき，秋田の禾苗が枯死して，人民の流散が起こっている。

⑧大越史記本紀統編2 光興17年（1594）七月
時海陽²¹⁾諸縣，人民大荒，飢饉相食，餓死者三分之一。

これは大越史記本紀統編，大越史記統編によれば後述する如く主として莫氏の清河・四岐兩県²²⁾攻撃によって，田土が荒廃した記事につらなるものであるが，同年四月の本紀実録，大越史記統編は共に「大旱」を記しており，同年五月の越史通鑑綱目には「辰經旬大旱，農功多不便」とあり，さらに綱目の七月条には先の戦乱の部分を持ち離して「海陽饑，人相食。是歲海陽大荒，人相食餓死者三分之一」としている。四月，五月の旱魃による被害もこの歳の饑饉の因の一つに数えるべきであろう。

⑨大越史記統編 光興18年（1595）五月
大旱飢疫，死者相枕。

大越史記本紀統編，通鑑綱目同年同月条はいずれも旱の字が抜けているが，ともに六月にこの項とは別に「旱」を記している。さらに，大越史記統編光興19年（1596）四月条には「連歲旱荒」とあり，やはり，六月以前に旱魃があったと考えられよう。

⑩越史通鑑綱目30 光興19年（1596）四月

大旱。辰大旱，夏田禾穀不収，草木黃落，陂澤乾涸，花果不實。盜賊群起，大者七八百，小者亦不下數百。日夜燒燬劫掠，水陸不通，道路閉塞，民多流散。

大越史記統編同年二月条には「自前年八月不雨，至是二月始小雨，禾穀不収，民大饑」とあ

17) 順天元年（1428）に施行された五道の制の内の東道と北道をさす。注14）と同じく Arousseau の比定にしたがえば，東道は安邦，洪策上下鎮をさし，これは後の安邦・海陽兩承宣，阮朝の廣安・海陽兩省，仏領時代の Hải-ninh Quảng-yên, Hải-du'ng, Kiên-an, の各省と Hải-phòng 市にあたる。北道は諒江・北江・太原を含み，後の諒山・京北・太原各承宣，阮朝の諒山・京北（1838 以降北寧）・太原・高平の諸省，仏領時代の Lạng-so'n, Bắc-giang, Vĩnh-yên, Bắc-ninh, Thái-nguyên, Bắc-kan にあたる。

18) 賴敏。人名。綱目29同年条に注あり。

19) 莫茂洽。

20) 本論で用いる「大越史記統編」は極東学院本で A 4 № 300 の番号をもつ一連の写本をさす。この中には「越史統編」「黎皇朝類紀」等種々の書名をもつ書が混在しているが，ここでは極東学院の分類にしたがい，全て大越史記統編としてまとめる。このため諸本の巻数は意味を失ったので，ここでは省く。引田本「大越史記全書」に含まれる「大越史記本紀統編」とは別本である。

21) 海陽承宣。仏領時代の Hải-du'ng Kiên-an 兩省と Hải-phòng 市にあたる。

22) 清河。Thanh Hà 県。仏領時代 Hải-du'ng 省に属した。四岐。Tứ Kỳ 県。同じく Hải-du'ng 省の県名。

り。また本紀統編光興18年八月条には「八月大旱，自八月經歲無雨，至明年二月，始得雨。禾穀枯死，一穀不成，人民大饑」とある。秋冬春の三期にわたる旱魃が光興18年の秋収，同19年の春収に損害を与えたことがわかる。

⑪大越史記本紀統編2 光興20年（1597）五月

旱。穀豆枯死。

同書 同年六月

……是歲，前大旱，後大水，田禾多損失，歲屢不登，民多流亡。

⑫大越史記統編 光興21年（1598）三月

旱。西北風²³⁾禾草皆枯。自正月不雨，至是月始雨。

⑬大越史記本紀統編3 永祚11年（1628）四月

旱。改元為德隆元年。大赦。大饑。

⑭大越史記統編 德隆6年（1633）

夏大旱。禾枯民饑。

⑮越史通鑑綱目34 正和24年（1703）

旱饑。遣官分勘，赦清花²⁴⁾本年庸稅，又出內帑錢，給畿內饑民。

ほぼ同文が大越史記統編にみえる。いずれも月の指定がないが，各衙門拘差正和24年四月十一日には山南²⁵⁾等処賛治承政司衙門官が府僚官（鄭王府の官）に奉じた文として，

一，奉傳山南処承司衙門官等，係民以穀為命，茲期，特雨頗霽，聞有所被損失，田禾正當勸恤。應作急轉送，本處各縣縣官往勘屬内各社田，如某社夏田損失若干，許備寔修啓開簿…。

とあり，この年の旱が主として夏田を直撃したことを示している。なおこの旱魃の打撃はきわめて大きかったと見え，別に述べたように，三年後の永盛2年（1706）にいたっても，「癸未（正和24年）より旱饑，民多く流散しかさねて寛赦を行なうも，閭里亦いまだ完うせず。」²⁶⁾といわれる状況であった。

⑯大越史記統編 保泰2年（1721）五月

辛未夜地震，時天久不雨，米價騰貴。圻内煽動，傳相疑驚，争搬産挈家歸郷，出城門者，前

23) 安成哲三氏の御教示によれば，この年正月以来の長期の旱魃は，中国大陸上の大陸性高気圧が異常に強く，クラッシュをもたらす東北モンスーンの主軸が例年よりも南方に移動したためであるという。半年の風向は新暦4月はずでに夏型，即ち南よりの風がデルタに進入するはずであるが，この大陸性高気圧の卓越がこの頃まで継続していたとすれば，東北方からの乾燥した風がデルタに進入する可能性が大きいという。

24) 清花。清華承宣のこと。1841年以降清化とする。阮朝の寧平・清化両省にあたり，仏領時代 Ninh-binh, Thanh hóa 省となる。

25) 山南承宣のこと。1741年，山南上鎮と同下鎮にわかれ，仏領時代では上鎮はほぼ Hà-nam, Hà-đông 両省と Hưng-yên 省の一部にあたり，下鎮は Nam-định, Thái-binh 両省と，Hưng-yên の一部にあたる。

26) 拙稿「永盛均田例の周辺」『東洋学報』56-2,3,4, p.220.

後相屬。

⑰大越史記続編 景興20年（1759）四月

以大旱，頒下水車槌²⁷⁾，令民依制造作灌田。發官粟賑貸流民，令内外諸司雜訟，並緩勘。

これは、越史通鑑綱目では六月大旱の記載となっている。ここでは大越史記続編をとる。

⑱大越史記続編 景興29年（1768）三月

旱，又安²⁸⁾大饑。西西北²⁹⁾禾穀大損。召輔臣議荒政。……

越史通鑑綱目43 同年 五月

旱。大饑。又安及京北³⁰⁾・山西・山南諸鎮，米價騰貴，人民饑饉，百錢不供一飽，鄭森以為憂，召輔臣議救荒政。

⑲越史通鑑綱目44 景興37年（1776）七月

旱饑。辰饑荒，米貴。而夏田乾赤³¹⁾，農功不便。貴者望門備借。無所售，相聚偷竊。民不安其生矣。

これは七月旱の記録であるが、本文中に「夏田乾赤³¹⁾」とあるところから、おそらく五月以前から旱魃が続いていたと考えることができる。

⑳同書 同年十一月

不雨。求直言。

同書 同年十二月

以旱，蠲免諸逋負及調錢，停諸工役。……

大越史記続編 景興38年（1777）二月

以天久不雨，命該勘各衙門，緩勘諸訟。

越史通鑑綱目45 景興38年（1777）四月

又安饑，賑之。又安連歲饑歉，饑莩相望。

㉑越史通鑑綱目45 景興39年（1778）四月

大旱。求直言。

大越史記続編 同年 五月

27) 不明。ただし越史通鑑綱目42同年六月条は「頒水車式」とある。式との類似からいえば様（様の本字）の略字であろうか。

28) 又安承宣のこと。又安は1831年以降又安省と河静省にわかれ、仏領時代ではさらに又安省山岳部を分けて Tràn-ninh; Cam-mon とし、他を Nghê-an とした。河静省は Hà-tĩnh である。

29) 西道・南道・北道の意であろう。西道は宣光・興化・山西の三承宣からなり、仏領時代のほぼ Tuyên-quang, Ha-giang, Yên-bái, Lai-châu, Sơn-la, Hoà-bình, Lào-kay, Phú-thọ, Sơn-tây 等にあたる。南道は先の山南上下鎮である。なお清華以南は海西道とよばれた。

30) 京北承宣のこと。明命以降北寧省とよばれ、仏領時代の Bắc-ninh 省と Bắc-giang・Vinh-yên 省の一部からなる。

31) 赤は旱と同意である。したがって「夏田乾赤」は夏田がひからびるの意であろう。

大饑。

越史通鑑綱目 同年 閏六月

大饑。……加以頻年早歉。米價騰貴，米一小碗直錢一陌。餓死屬道。

以上の如く、旱魃が夏田に被害を与えた例だけでも21例あり、この内、餓、饑、難食、民流亡と称される年は16年に達する。これは少なくとも18世紀以前の北部のヴェトナムにおいては、旱魃が饑饉のもっとも大きな原因であったことを示すものである。

では仏領時代の米作からえた P. Gourou の見解と、なぜこれほどまでに相反する記録があるかわかるのだろうか。しかし P. Gourou はまた「高地の米田にとって蒸発のはなはだしい時期に、十日雨が降らない状態は危険である。」³²⁾とし、また「しかし、霖雨期の降雨の不規則は重大な結果をもたらす。中高地の田につくられた五月米の収穫は、十月米のそれよりも、しばしば危険にさらされる。」³³⁾としている。にもかかわらず、デルタ地方において旱魃が重大な脅威とならないのは、P. Gourou は指摘していないが、仏領時代において五月米単作地帯が、地域的にきわめて極限されていたためであろう。前述のように R. Dumont によれば、夏稲単作地帯はダイ河 Sông Đáy と紅河、ナムディン河 Sông Nam-định に囲まれた地域およびダイ河の西方に集中に分布している。P. Gourou が様々の統計資料から推計したところによればデルタ全域 110 万ヘクタールの米田の内、夏稲田の単作地帯は25万ヘクタール、即ち22.7%に達するのみである。³⁴⁾ しかも夏稲田の平均収量は、地方的偏差はあるにせよ、³⁵⁾ 一般的にいて秋稲田よりは著しく劣る。P. Gourou は幾つかの具体的な例証をあげて批判しているが、³⁶⁾ いちおう目安として、les Documents de Démographie の数字によれば、五月米田1ヘクタール当りの平均収量は8カントー (quintaux = 100 kg) であり、十月米田では10.5カントーである。五月米田が旱魃の危機の少ない低部デルタに分布し、しかも米穀生産全体の位置がこのように低い段階では、旱魃が1945年の如き危機的状況にない限り、³⁷⁾ 仏領時代においては大きな問題となりえなかったのは充分首肯しうる。

しかし、仏領時代においてさえ夏稲田がヴィンイェン、³⁸⁾あるいはフーラントゥオン³⁹⁾の如き高地部にも分布していることは、R. Dumont、⁴⁰⁾ P. Gourou も指摘するところである。特

32) P. Gourou, *ibid.*, p. 67.

33) P. Gourou, *ibid.*, p. 67.

34) P. Gourou, *ibid.*, p. 401.

35) P. Gourou, *ibid.*, p. 404.

36) P. Gourou, *ibid.*, pp. 402-404.

37) 拙著『東南アジア現代史 Ⅲ』山川出版社, 1977, pp. 168-174.

38) Vinh-yên 省。

39) Phú-Lang-thư'ng.

40) R. Dumont, *op. cit.*, pp. 93-94.

に R. Dumont によれば、扇状地⁴¹⁾で栽培される夏稲米の品種と、ハイゾン、タイビンのような低デルタ部で栽培されるものの一部とが共通している⁴²⁾のは興味深い。五月米は、本来耐旱性のつよい作物である。⁴³⁾これはかつてデルタ上方の扇状地においても、こうした夏稲がかなり広く分布していたことを推測させる。とすれば、それは黎朝期においてはその生産を夏稲の栽培に依拠する比率がたかかったことを意味し、それが黎朝期における旱魃の被害を増大させたと考えることができる。次に各年代記中の旱魃をうけた地名をひろうことによってこの仮説を検証してみたい。

(3) 旱魃の地理的分布

旱魃は64年にわたって発生しながら、その地理的範囲が明確に記述される例はきわめて少なく、以上21例の内では、わずかに9例にしかすぎない。しかしこの9例の中にも、あえて推論をたくましくすれば、いくつかの注目すべき点を発見することができる。まず17世紀以前の旱魃被害地域が圧倒的にデルタの東北部に集中している点である。1448年の沱江に沿った宣光・歸化・嘉興は注14)でみるように、旧ハザン・チェエンクァン、イェンバイ・ラオカイ、ホアビン・ソンラにまたがる広大な地域にあたる。大南一統志（東洋文庫蔵）34興化省下をみると、この地域では夏田は九月に秧⁴⁴⁾し、十二月に稼⁴⁵⁾（たうえか？）し、四月に穫る。秋田は四月に秧⁴⁶⁾し、六月に収穫する。したがって、いずれも雨季の最盛季を避けて収穫する点

41) Y. Takaya, "Rice Cropping Patterns in Southeast Asian Delta," *South East Asian Studies*, XIII-2, p.271 の付図によれば terrace 地形または hill に分類されている。しかし高谷好一氏の御教示により、仮に扇状地としておく。なお、R. Dumont は Phú Lang Thu'ong 付近の夏稲田を Rizières hautes 高地田とよんでいる。R. Dumont, *ibid.*, p.93.

42) 夏稲の品種 (R. Dumont, *ibid.*, p.93 より作表。)

| 品種 \ 栽培地 | Phú Lang Thu'ong | Hải Du'ong | Thái Bình | Vinh Yên |
|------------|------------------|------------|-----------|----------|
| chanh | ○ | ○ | ○ | ○ |
| têp | ○ | ○ | ○ | ○ |
| cut | | ○ | | ○ |
| nêp | | | | ○ |
| báo | ○ | | | |
| Sai duong* | ○ | | ○ | |

* なおここで用いられている Sai duong はおそらく芸台類語（後述するように18世紀末黎貴惇によってかかれた一種の百科全書）中の杭^{うらち}の夏稲の一品種である柴塘 (Sài đư'ong) のことであろう。

43) 高地に植えられる独特の夏稲については後述するが、低地に栽培する夏稲においてさえ、生育時の水必要量は他品種に較べて少ないという。たとえば夏稲が生長期に必要とする水は 1 ha 当り 4,000m³ であるが、ジャワにおいては田植え期に 15,000m³、生長期に 10,000m³ が必要であるという。R. Dumont, *ibid.*, p.101.

44) U'ong. 通常苗または苗を育てる意であるが、たとえば大南一統志37興安省の例をみると、一年の農事は「播秧」「下稼」「収穫」の順に記載されている。したがってここでの秧も実は播秧の意ととるのが正しかろう。

45) 上述の理由でこれも「下稼」即ち田植えと考えるのが正しかろう。

46) ここでの秧は注44)とは逆に、収穫期との関係からみれば田植えとしか考えられない。

で、⁴⁷⁾ 平野部における五月米、十月米とは異なり、同じ夏秋と命名されても、早生・晩生の差にすぎないことがわかる。また同書は、「山溪及び支江の諸水は大抵多く、田地に悪し。則ち山に沿いて耕し、溪を障^{せき}てて稼す。山農は蜀黍多く、田農は糯稲多く、而して、杭稲最も少し。」としている。別に「風俗」にも「食は糯米多し。」とあり、夏稲型の糯栽培を中心とする地域であったことがわかる。⁴⁸⁾ したがって、1448年の早害はまずこうした比較的粗放な高地型の農法を襲ったことが考えられよう。

次に1467年の京師の米不足の記述があるが、これは、おそらく京師の米作の状況のみを示すものではなく、京師への米移入先の不作を示唆するものであろう。しかし注意すべきことは、この時期ゲアンではむしろ豊作であり、京師への回米が父安承政使に命じられていることである。後述するようにゲアンが18世紀以降、早魃に苦しめられた点と比較すると、米作の面的拡大過程を暗示して興味深い。

次に1491年の荆門各府県、1585年の東北二道、1594年の海陽の例がある。荆門府⁴⁹⁾は海陽省に属し、この時代海陽省(全省19県)の内、西北部からドンチェウ山塊⁵⁰⁾にいたる7県を領していた。したがって、前述のように1491年および1594年は早魃ばかりが飢饉の原因であったとはいえないにしろ、この時代海陽省に何らかの意味で早魃の被害があったことは疑いえない。

しかるに19世紀末の地理書である同慶御覽地輿誌をみると、海陽省諸県はいずれも「秋禾多し」または「秋禾多く、夏禾少なし」として、秋稲耕作が優先していたことを示している。海陽省に接する広安省の農耕に関する大南一統志30の記述をみても、「沿海は六月稼し、十月穫る。沿山は五月稼し、九月穫る。早晚ほぼ同じからざるあり。」としているから、19世紀段階では旧東道一帯が、秋稲地帯であったとしてよかろう。しかし、年代記の上では、特に1585年の例ではあきらかに早魃によって夏稲が被害をうけ、しかもこのゆえに「人民饑饉」が発生しているのである。これは少なくとも16世紀段階では、これら海陽、広安の現秋稲地帯にも、かなりのシェアをもって夏稲が植えられていたことを示している。

1585年の早魃でいう北道とは、注17)で述べた如く旧仏領区画でいうバクニン・バクザン・ランソン・タイグエン・バクカンにひろがる東北一帯の区域をさす。大南一統志38では北寧省は「秋田多く夏田少なし」、同35の太原省は「稲麦雨露、一に北寧と同じ」、同書41の諒山省は「一に稲は初夏播秧し、五月而して稼し、秋来るや穫す。」とある。したがって、諒山省は他2省に比して、いささか早生であるのを別にすれば、これら3省はいずれも19世紀段階では秋稲地帯である。しかし年代記の記述によればこれら3省は16世紀段階では、夏稲栽培のシェ

47) 同書には興化の気候をまとめて「五六月盛暑、七八月多風雨」としている。

48) ヴェトナムでは18世紀段階に水田じたての、夏稲型の糯米があったことは芸台類語によって知られる。

品種としては荔枝・短・鳧・鏝・糝・黄牛脂・廣・蒲路・登山・芭蕉糯などの名がある。

49) Kinh Môn.

50) Đông-triền.

アーがたかかったことを示している。大南一統志38が北寧省を秋田多地帯としながらも、「夏田は十二月移し、五月穫る。」とし、P. Gourou がバクニン省の調査の結果、⁵¹⁾ 多くの夏田単作地帯の存在を指摘するのはこの残存形態として考えることも可能であろう。

しかるにより興味深いことは、17世紀以来、一般的に早魃の被害を物語る記述は多くとも、これらの地域を特に指定した記述がみられないことである。これは16世紀以前の地名を記した5例がデルタの東北部と北部に集中するのに対して、極端な対照を示している。これはほぼ誤りなく、これらの地域に生じた秋稲への作付転換と対応すると考えられる。しかし秋稲は大量に水を必要とするいわばデルタ型の品種である。これら秋稲が、広安、海陽省東北部、北寧省北部、太原省、興化省等の扇状地に拡大するためには、整備された灌漑網が必要である。まさにこのゆえに、フランス植民地政府は1905年以来、多大な資本を投じて、高地の四大灌漑網を整備したのである。この灌漑網はケップ網 (*réseau de káp*) が旧行政区画でいう北寧北部、太原南部、ヴィンエン網が旧宣光南部、ソンカオ網が太原というように、ほぼ16世紀以前の早魃区域を蔽っている。⁵²⁾ 史料にはみえないが、おそらくこれに先行する形態で、黎朝後期以来、灌漑に対する営々たる努力が繰り返されることによって、これら夏稲地域を秋稲地域に転換することが可能となったのであろう。大越史記続編景興20年(1759)四月の「大旱を以て、水車棹を頒下す。民をして例に依りて造作し、田に灌せしむ。」とあるのは、「水車」がどのようなものであるかは不明であるが、この間の灌漑技術の進歩と灌漑面積の拡大を示唆するものであろう。

次に1703年以降清花・畿内・山南・父安が早魃に襲われている。「畿内」、「圻内」の如き一般的な地名を除外して、まず1703年の山南から考える。山南は注25) に述べたようにハノイ以南の紅河本流に面した全ての省を含む広範な概念である。しかしながら別論で述べるように、ナムディン河の中間を境とする南部、P. Gourou のいういわゆる沿岸砂丘列村落 (*Villages de Cordons littoraux*)⁵³⁾ は、その大部分の成立が18世紀以降と考えられるためにいちおう除外する。とすると、この時代でいう山南は中部デルタ (*Moyen Delta*) に比定されよう。輪中村落に特徴づけられるこれら中部デルタは夏季の排水困難の地域が多く、このため前述のように高地とは逆に、深田地帯に乾季に成長する夏稲が植えられる。ではこの山南地域での夏稲への早魃が、なぜこの時代に年代記の上で突然に現われるのであろうか。後述するように山南では1592年にすでに大水害が発生し、以後1657, 1663, 1713, 1727, 1753, 1773と夏秋季に洪水にみまわれている。後述のように秋稲は多量の水量を必要とする南西モンスーンに依拠したデルタ型の農作である。中国史料等の記述からみる限りほとんどヴェトナムの歴史時代の初めか

51) P. Gourou, *ibid.*, pp. 398-399.

52) Ch. Robequain, "The Economic Development of French Indo-China," translated by Isabel A. Ward, Oxford Univ. press, 1944, p. 224.

53) P. Gourou, *ibid.*, p. 242.

ら、デルタの一部に秋稲が植えられていたことは誤りない。

一方の夏稲のデルタへの導入については、史料的にはまったく不明である。しかし芸台類語に載る稻の夏稲の8種の内、4種が占の名を冠しているのはきわめて示唆的である。

占預 *chiên dự*・占黄 *chiên hoàng*・占保 *chiên bảo*・占歆 *chiên hân* の如くである。現代ヴェトナム語で夏稲のことを *lúa chiêm* とよぶのはこのゆえであろう。占の名が冠されることについて黎貴惇は「宋の真宗に至りて、使を遣し占城稻三万斛を取らしめ、諸道に分給す。始めてこの種あり。本草これを秬と謂う。南交（ヴェトナム）と占人あい接す。ゆえに夏熟の稲穀、多く名を占と曰う。」として、ヴェトナムの夏稲と中国史上なだかい占城米⁵⁴⁾との関係を示唆している。占城米は中国では早魃に耐える早稲として受入され、特に揚子江沿岸では洪水を脱れるために、早生の秬を植えたとされている。とすれば、その利用形態はヴェトナムのデルタにおける夏稲に酷似している。現実の占城米かどうかは別として、その名が「占」を冠していることと考えあわせれば、北部デルタにおける夏稲栽培が、雨期冠水地帯の耕作のためにもたらされた後来のものであることが想像される。本来、山田の刀耕火種の品種でありながら、二月に種まき六・七月に収穫が可能であるタイグエン地方の「慕」が「堤外」「江津」の地にも植えられたとするのは、⁵⁵⁾ こうした乾期性の夏稲がデルタに進出する過程を示しているように思われる。

一方、東洋文庫に将来された仏極東学院本マイクロフィルム中の南定省義興府⁵⁶⁾地簿⁵⁷⁾をみると、1805年段階の夏秋の別が判明する私田⁵⁸⁾ 5527.5畝の内、1075.0畝 (19.45%) が夏田からなっているのに対し、夏秋の別が判明する公田 726.9畝の内、夏田は 25.1畝 (3.45%) しか存在しない。また私田の47%が夏田である同美社の公田率⁵⁹⁾はわずかに 0.1%であり、同 37.5%の多米社の公田率は 3.1%、同 33.4%の月邁社は 2.14%にすぎず、逆に公田率77.6% (全米田が公田) である富穀社は夏田を有さず、同74%の小穀村、34.0%の百穀村も同類である。したがって若干の例外⁶⁰⁾はあるにせよ、夏田は基本的に私田として耕作されているのである。一

54) 占城米（稲）については論文が多いが、参考のためにその代表的なものをあげると、

天野元之助「中国の稲考」『人文研究』10—10.

加藤 繁「支那に於ける占城稲栽培発達について」『支那経済史考証・下』1953.

高橋貞雄「支那に於ける秬及び我国に於ける占城稲の由来について」『日本作物学会紀事』16—1—2. などがある。

55) 芸台類語。慕 *mộ*.

56) *Nam-định* 省 *Nghĩa-hưng* 府。

57) 拙稿「19世紀初期ヴェトナム村落内土地占有状況の分析」『東南アジア—歴史と文化』6, 1976, pp. 32-61. 同「19世紀初期ヴェトナム村落内土地占有状況の分析再論」『東南アジア—歴史と文化』7, 1977 掲載予定。

58) 公田および私田の意味については、

拙稿「洪徳均田例に関する史料紹介」(I)(II)；拙稿「永盛均田例の研究」『史学雑誌』85—7；拙稿「永盛均田例の周辺」『東洋学報』56—2, 3, 4 に詳しい。

59) 村落全田土に対する公田面積の比率

拙稿「19世紀初期ヴェトナム村落内土地占有状況の分析」 pp. 53-54.

一般的には私田の成立は公田より新しいと考えられる。とすれば、デルタにおける夏稲の導入は公田制の成立（15世紀末）よりもおくれると考えるのが妥当であろう。

一方、同地帯における夏稲植付けの記録をみていくと大南一統志36南定省に「秋田稍か少し。芒植節（芒種節か。新暦の六月上旬）をもって播秧し、六月を以って下稼し、九・十月に至って収穫す。夏田多し。霜降の初め播秧し、十二月及び春首を以って下稼し、四・五月収成す。」とあって、19世紀段階では夏稲の優越した地帯になっていたことを示している。また同河内省（巻名欠）では「高田は夏月稼し、冬月穫す。低田は冬月稼し、夏月穫する。」とあって、この時代にすでに作付の選択が行なわれている。

次に18世紀後半に記された黎貴惇の芸台類語をみる。この書には前述のように多くの夏稲の稲の品種と形態が記されている。この内、深田にむくとされるものに「粘貼」⁶¹⁾、潮田⁶²⁾にむくものとして「占保」などの種類が載せられているが、特に占歛という種類は山南下路の深田にむくとされ、また占歛の中で、顆（玄米か）が粗赤で鬚をもつ種類は、「沮洳」（沼地）の地にむくとされている。これは18世紀段階で、稲の夏稲が下部デルタではさかんに栽培されていたことを示している。

したがって、文献上、山南地方における夏稲の導入は18世紀に遡ることが可能であるが、1703年に突如発生し、1706年にいたるまで問題を残す山南地方の大旱魃と、この夏稲の導入とはおそらく関係を有するのであろう。

以上の諸例を考えれば、早くとも18世紀後半、本来秋稲栽培地域であった中部デルタ地域に、本来高地性の夏稲が、湿潤地に雨季をさける品種として導入されたとする仮説が成立する。とすれば、高地に対する秋稲の導入と植付転換、デルタにおける夏稲の導入はヴェトナム北部デルタの面的な農業生産力を飛躍的にたかめる働きをしたであろう。前論で述べたごとき社 xã の分村化、村 thôn のデルタにおける成立、高地における庄 trang の増加はおそらくこれと相関関係をもつと考えることもできよう。

次に1703年に清華、1768年・1777年に父安に起こった旱魃について考える。仏領期、タインホア省の夏稲田はタインホア・デルタの東北部ハチュン府⁶³⁾・ハウロック県⁶⁴⁾の北部、ガソン県⁶⁵⁾の西部に広がっていた。これらの地域に夏稲が植えられたのは、夏季には冠水田となるため、秋稲の栽培ができないからだという。⁶⁶⁾ 同慶御覽地輿誌の清化省河中府の項には「宋山、夏禾

60) 月適社は私田中の夏田が33.4%であるのに対し、公田中の夏田は46.9%である。

61) 粘貼 niêm thiệp.

62) なお潮田とは中国広東地方に多い瀕海の新田である。広東新語2に「香山土田凡五等……五日潮田。潮漫汐乾。汐乾，而禾苗。乃見每，西潦東注。流塊下積，則沙坦，漸高。以糞，植其上，三年即成子田。」とある。

63) 河中府 Hà Trung.

64) 厚禄県 Hậu Lộc.

65) 峩山県 Nga Sơn.

66) Ch. Lobequain, “Le Thanh Hoá,” Tome I, Paris, Bruxelles, 1929, p. 339.

多く、秋禾少し。峩山・弘化・美化・厚禄、夏禾少く、秋禾多し。」としている。大南一統志（印度支那研究会版）16 清化省上の「気候」の項には「原野に居するは、高田は六月を以って稼し、十月穫す。低田は十二月を以って稼し、五月穫す。」とある。したがって夏稲秋稲の植分けは19世紀段階では基本的に紅河デルタと同じ方法で行なわれたと考えてよからう。別論したように、ティンホアデルタは17, 18世紀以降、「村」thôn の分化という形態によって、いちじるしく村落が増加した地帯である。⁶⁷⁾ これは、ティンホアデルタが黎朝期に、いわば大開拓期ともいべき時代に突入したことを示している。後述するように、黎朝下ティンホアデルタでの洪水は1559年の西都城の水没にはじまり、1760年までに10例を占める。それは、このティンホアデルタの開拓が、まず秋稲によるデルタへの進出、次いで低部冠水地域への夏稲の進出という紅河デルタの開拓とほぼ同一のパターンをとって行なわれたことを推定させる。とすればこの1703年の清化省の旱魃もまた、山南地域のそれと同じく、ティンホアデルタへの夏稲進出の一つのメルクマールとして理解することができよう。

1768年、1777年に起こるゲアン省の旱魃はおそらく前2例とは趣きを異にする。ゲアンはその省面積が広大なわりには「地瘠せ、民貧し」と同慶御覽地輿誌にいわれるように、デルタといえるような平地をほとんどもっていない。たとえば嗣徳14年（1861）の大南一統輿圖に載る統計をみても、全省で17万976畝の田土しかなく、これはトゥエンクァン省とほぼ同じく、ハノイ省の43%にしかあたらない。山地が海にまで迫った地勢のため、デルタ型の水田耕作が占める率は少なく、したがって高地型の夏稲のシェアがたかい。同慶御覽地輿誌の報告する三府八県の内、清漳県⁶⁸⁾・興元県⁶⁹⁾・徳寿府⁷⁰⁾・宜春県⁷¹⁾などはすべて「夏禾多く秋禾少し」とされ、英山府⁷²⁾は「秋夏禾均平」とされる。紅河、ティンホア両デルタの夏稲の使用法と異なり、その本来の形を残しているといえよう。しかもその夏稲はデルタで用いられるものとは品種がちがっていた。芸台類語はゲアンで特に産するものとして、「三月」⁷³⁾(ウルチ・夏稲)、「芭

67) 拙稿「ヴェトナム中世社数の研究」『東南アジア—歴史と文化』5, 1975, p. 36 および Ch. Lobequain, *ibid.*, Tome II, pp. 285-292.

68) Thanh-chu'ng 県。

69) Hưng-nguyên 県。

70) Đức-thọ 府 (河静省 Hà tĩnh)。

71) Nghi Xuân 県 (河静省 Hà tĩnh)。

72) Anh Sơn 府。

73) 芸台類語は「三月」の説明として、「自下種至熟才三月，粒白，飯香軟，得粉尤多。」としている。仏領下ヴェトナムに三月稲（仏名 *Le riz de trois lunes*, ヴェトナム名 *lúa ba giăng*）とよばれる品種があったことはよく知られる。R. Dumont の解説によれば、これは新暦4-5月に種播き、5-6月に田植え、7-8月に収穫するという。1930年代には高地デルタ（バクガン、バクニン）に植えられていたという。しかし、大南一統志14, 同慶御覽地輿誌又安ではいずれもゲアンに「三月穀」または「八月穀」という名の稲が栽培されていたことを伝え、芸台類語では「三月、又安出」とするところから、19世紀まではゲアン省の一地方品種であったことを示している。

なおヴェトナム語では *gi* は *tr* に転訛する。南部で *lúa ba trắng* (ルア・バー・チャン) と言っているのはこれであろう。

蕉糯」（モチ・夏稲）、「象糯」（モチ・夏稲）、「鷓糯」（モチ・秋稲）等の名をあげ、また同慶御覽地輿誌父安省襄陽府⁷⁴・葵州府⁷⁵の項では「穀はただ糯米に属するのみ」と記されるところから、高地型の糯米を主体とする米作が大きなシェアを占めていたと考えることができよう。その耕作法もきわめて原始的で、たとえば芸台類語にみる父安鎮東成県（東城県⁷⁶）の農法は「每候芒現日（芒節か？⁷⁷），来耕して土を起し，穀種を極密に布く。即日鋤過す。沙穀相混ず。日ならずして芽を生ず。雨水浸灌を得て，土膏培擁し，禾苗茂美す。もし草多ければ，再びこれを鋤す。不泥（下泥か）苗有るなり。鋤，苗を妨げずしてよく草を去る。いずれのときか，収穫訖れば，禾根爛腐して割けず。其田更に美し。或いは再び鋤して，落地の穀實を起し，復た禾苗を生ず。播種を待たず。人家一牛，或いは十餘畝を耕す。ことに力を費さず。」とある。東城県はゲアン省海浜部で，全土が沙状であるといわれた地である。しかるにここでの除草法は齊民要術旱田第十二でいう鋤による除草法と酷似している。このような直播，再鋤方式による早稲の粗放な栽培法は高谷好一教授の御教示によれば，インド・東南アジアに広く分布しているという。ゲアンでは18世紀後半にいたって，しかも海浜部においてさえなおこうした早稲栽培が行なわれているのである。大南一統志14父安省氣候の項は「其山高く，海近く灌浸数日をすぎざるを以って，古来堤政なし。」とするように，海に近いにもかかわらずゲアンの農耕は堤防と運河を必須とするデルタ農耕とはちがって，いわば対極をなす高地型農耕地帯であったとすることができよう。したがって，ここでの夏稲栽培は北部高地と同じく常に早魃の危険にさらされていたと考えられよう。

ゲアンは紅河デルタに比して1月の平均気温は約1度近く高く，かつハノイに比して約4度40分南方に位置するため，東北モンスーンの影響も比較的安定していると考えられるが，その一方でこの地帯には夏稲に損害を与える，いわゆる Les vents Laos ラオス風がある。ラオス風とは新暦5月より6月にかけて，北上する南西モンスーンがチョンソン山脈を下る時に一種のフェーン現象を起こすもので，この時期の農作物に多大な被害を与える。同慶御覽地輿誌父安省徳寿府の氣候の項にも「三より六月に至る。常に南風の盛んに発する有り。草木禾穀，常に焦枯せらる。」とあり，同書宜春県にも「四・五・六月の間，西南風，沙塵を発し，目を蔽しむ。其の近海なるを以ってするに，しこうして地氣の剛燥なる故なり。」としている。父安が早とされる景興29年（1768）の三月から五月は，新暦では4月17日より7月13日にあたる。同じく景興38年（1777）の四月は新暦の5月18日より6月15日にあたる。このラオス風による高地型夏稲への被害と考えることができよう。

74) Tương-dương 府。

75) Quy-châu 府。

76) Đông-thanh 県。

77) 芒節とすれば新暦の六月にあたり，秋稲の種播きとしてはおそすぎるように思われる。（父安の秋稲は「六月立苗冬十月熟〔大南一統志14〕とされる。」注73）の三月稲とすれば時節として一致する。

では、なぜ旱魃の被害が18世紀後半にゲアンに集中して発生したのだろうか。ゲアンもまたタインホアとならんで、17, 8世紀の間に「村」が急激に増加した地帯である。抑齋集謹按（15世紀）が55村の数値を示すのに対し、19世紀初めの各鎮総社名備覧では620村となっている。先の夏禾多しとされる清漳県では8村が47村に、興元県では3村が60村に、徳寿府に含まれる羅山県⁷⁸⁾では1村が36村に、宜春県では0村が16村になっている。この間本来の村落である社数にはほとんど変化がない。⁷⁹⁾ ほとんど平地をもたないゲアン省ではこうした村落の増加は一方で東城県、瓊瑠県⁸⁰⁾のように海浜砂土を粗放直播式の農法で開拓し、他方は高地に種々の高地型夏稲を栽培することによって吸収されていった可能性がきわめて強い。とすれば、18世紀後半のゲアンの旱魃はこうした新村の不安定性によるものと考えることができよう。

以上のように、夏稲の旱魃が地域的に増大した背景にはデルタ地帯の雨季冠水田における夏稲栽培と、ゲアン地方での高地型夏稲栽培が、新村落の増加にともなって導入拡大されたことに原因があると考えられる。そして、夏稲栽培の面的拡大は、一方において生産力の拡大につながると同時に、それは不安定な東北モンスーンと南西モンスーン初期の降雨に依拠する危険性へも内包するものであった。

II 旱魃の秋稲への影響

仏領時代、北部ヴェトナムにおける米穀生産の大宗は夏稲である。十月米の単作地はデルタ北部のヴィンイェン、フクイェン、⁸¹⁾ バクザン、⁸²⁾ バクニンの半分、フンイェン⁸³⁾ の北東部と、ソントイの一部に分布する。⁸⁴⁾ 秋稲の単作地帯では、雨季の到来する4, 5月の末から6月にかけて耕され6, 7月に植付けされる。開花期は8, 9月であり、9, 10月に収穫される。もし雨季の到来がおくれれば、植付期もこれにしたがって順延される。⁸⁵⁾

したがってこの稲は絶対的に南西モンスーンのもたらす雨量に依拠している。周知の如く、南西モンスーンのもたらす雨は、東南アジア一帯にわたって、地域においてもまた年々変動においてもきわめて不規則である。⁸⁶⁾ P. Gourou は、北部ヴェトナムは年平均降水量においては、他の熱帯諸国に比して安定しているとしている。⁸⁷⁾ しかし、R. Dumont はその夏稲に関する記述の中で、「もし、重要な雨の降らない日が15から20日以上にわたってつづき、夏の暑

78) La-so'n 県 (河静省 Hà tĩnh)。

79) 拙稿「ヴェトナム中世社数の研究」 p. 39.

80) Quỳnh Lưu 県。

81) 福安省 Phúc-yên.

82) 北江省 Bắc-giang.

83) 興安省 Hu'ng-yên.

84) R. Dumont, *ibid.*, p. 27.

85) *op. cit.*, p. 33.

86) 注12) 参照。

87) P. Gourou, *ibid.*, p. 65.

熱が蒸発量を増大させれば、米田はかわききり、打撃をうける。収穫はときどきほとんど全滅する。（1915年はその一つの例である。）⁸⁸⁾ と言っている。比較的雨量に恵まれた時期に成育するといっても、一定期間の日照りはやはり十月米にとっても一部には致命的なものもあったのだらう。⁸⁹⁾

さて各種史書にみるこの旧暦七月から十月にかけての早魃の記載は10例、十一月～十二月が3例ある。このほか、旧暦六月の記録の内、洪徳11年（1480）、統元4年（1525）、正和16年（1695）、永盛8年（1712）、永盛10年（1714）の5例が、夏六月に旱があったこと、あるいは永盛8年の例のように、六月から十二月にかけて不雨の状況が続いたことを示している。次にこれらの記載から、夏田の早魃による不作が「飢饉」または「米貴」に結びついた例をひろってみる。

①大越史記続編 光興19年（1596）

大越史記本紀続編2 光興18年（1595）⁹⁰⁾

②大越史記本紀続編2 光興21年（1598）

八月旱。

九月旱，是時連日亢旱，禾苗枯死。

③大越史記続編 弘定9年（1608）十二月

是歳旱，穀貴民飢。

大越史記本紀続編3 同年

是歳，天下飢。秋冬粟米大貴，人多饑死。

越史通鑑綱目31 同年九月

旱。大飢。

④大越史記続編 永治8年（1683）十月

不雨。命京官往諸道，相地勢，造水車灌漑，勘田禾損失，議行寬赦。是歳禾穀少収，米價騰貴。

⑤大越史記続編 永盛8年（1712）九月

旱饑。命赦繁囚情輕，緩欠諸稅，減巡渡稅之半，弛工作，以舒民力，修廢祀，以祈神庥。⁹¹⁾

是歳六月至十二月，不雨。天下大飢。

⑥大越史記続編 永盛9年（1713）正月

88) R. Dumont, *ibid.*, p. 33.

89) 早魃の被害があったといわれる1915年6月～10月の雨量はPhu Lienの測候所記録でみる限り、1,155mmで(P. Gourou, *ibid.*, p. 67) 平均の1,286mmと(R. Dumont, *ibid.*, p. 17) さして変わらない。これは雨量が問題なのではなく、日照りの期間の長短が問題であることを示している。

90) 本文 pp. 38-39 参照。

91) 不明。字喃でいう庥は *hu'u* をさし、木の影または日影をさす。ただ別に *hu'u* 「休」は神への願いごとをさすこともあるという。

時久旱。粟米騰貴。米一小斗直錢一陌。民間削竹木皮葉，為食。饑殍滿路，村落所在蕭條。

⑦大越史記統編 景興19年（1758）

是歲夏秋不雨，禾穀焦枯，米價騰貴，旨赦加租，寬贖罰積欠錢。撤諸巡路置旁支。……

⑧越史通鑑綱目43 景興28年（1767）七月

是月經旬不雨，……尋命諸府徵撫各上所轄貧漂疾苦狀，憲⁹²⁾往勘勘民間田不耕稼者及訪所在民隱。……

このように、夏田に対する旱魃の被害よりも秋田のそれは著しく少ない。特に秋田の不作が直接民飢に結びついた例は、弘定9年と永盛8, 9年の2例しかみあたらない。P. Gourou が「1895年のような例外的な数年を除けば、旱魃は収穫を減らしても、全滅させることはない。」⁹³⁾とするように、秋稲に関する限り、永盛8, 9年のような例外的な長期旱魃を別とすれば、安定的な農耕がいとなめたと考えることができよう。むしろ秋稲にとって怖るべきは南西モンスーンの爆発的な降雨のもたらす水の過剰供給の問題である。(以下次号)

92) 憲司。黎朝各承宣におかれた検察，司法関係の最高官。

93) P. Gourou, *ibid.*, pp. 68-69.